

## 東京都魚食普及員認定要領

令和6年7月16日付6産労農水第902号 制定

### (目 的)

第1条 本要領は、東京産水産物の消費促進に向け、次世代の消費を担う児童等を対象に、魚食の魅力やその重要性について、学び、体験する機会を確保するため、東京都（以下、「都」という。）が「東京都魚食普及員」を認定し、小・中学校等における出前授業等の活動を活性化することを目的とする。

### (業務内容)

第2条 東京都魚食普及員は、上記目的を達するため、都が東京産水産物等の魚食の促進に関する協定締結を決定した団体（以下、「共同事業者」という。）への都内小中学校からの応募に基づき、応募元の小・中学校にて、東京産水産物等や魚食の重要性について理解を深め、受講生徒の自発的な魚食につなげるための普及啓発を行う。

### (認定要件)

第3条 次の（1）から（3）までの要件をすべて満たすこと。

- （1）共同事業者の定める基準に基づき、魚食や食育等について、一定水準以上の知識・経験を有していると認定された者であること
- （2）（1）を満たし、「東京都魚食普及員認定候補者」として共同事業者から都へ推薦された者
- （3）（2）を満たし、都が主催する「東京都魚食普及員養成講習」（以下、「養成講習」という。）の以下の講習をすべて受講した者
  - ① 東京産水産物とは（座学：1.5時間）
  - ② 東京産水産物と学校給食の繋がり（座学：0.5時間）
  - ③ 東京産水産物の生産現場視察（1泊2日）

### (申 請)

第4条 「東京都魚食普及員認定候補者」として振興会より推薦を受ける者で、養成講習を受けようとする者（以下、「認定候補者」という。）は、認定申請書（別記様式1）により、共同事業者を経由して都に提出する。なお、共同事業者は受領した申請書を都に提出しようとするときは、推薦書（別記様式2）を添付するものとする。

(養成講習の受講と認定)

第5条 認定候補者は、本要領で定める養成講習を受講し、修了しなければならず、都は認定候補者が養成講習を修了した場合、東京都魚食普及員として認定し、認定証(別記様式3)を交付する。

(認定期間)

第6条 認定期間は認定日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 認定の継続を希望する東京都魚食普及員は、認定期間が終了する1箇月前までに認定更新申請書(別記様式4)を第4条に準じて提出する。都は申請を適切と認めるときは、認定を更新する。なお更新後の認定期間は、前項に準ずるものとする。

(東京都魚食普及員認定証の交付)

第7条 都は、認定を行ったときは、申請者に認定証を交付する。

(東京都魚食普及員登録名簿への登載)

第8条 都は、東京都魚食普及員として認定したものを「東京都魚食普及員認定名簿」(別紙様式5)に登載する。

(東京都魚食普及員の公表)

第9条 都は、東京都魚食普及員を認定したときは、認定番号、認定日及び東京都魚食普及員の氏名を東京都のホームページ等に掲載し、公表する。

(認定証書き換え・再交付)

第10条 東京都魚食普及員は、認定申請書の内容に変更が生じたとき及び認定証を滅失又は損傷したときは、認定証書き換え・再交付申請書(別記様式6又は別記様式7)を都に提出し、認定証の書き換え又は再交付を受けることができる。

(認定の取り消し)

第11条 都は、東京都魚食普及員が東京都魚食普及員や都、都の水産業の信用を著しく傷つけたことが確認された場合にあつては、認定を取り消すことができるものとする。

2 都は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、当該東京都魚食普及員にその旨通知するとともに、必要に応じて事情を聴取するものとする。

3 都は、1項の規定により認定を取り消したときは、当該者にその旨を通知し、遅滞なく認定証の返納を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月16日から施行する。